

【業務継続計画（BCP）策定に関する指針】

1 目的

合同会社大福 居宅介護事業所夢だいふくは、地震・風水害・大雪等の自然災害や感染症の流行などの緊急事態が発生した場合においても、利用者の生命・身体・生活を守り、可能な限りサービスを継続できるよう、業務継続計画（Business Continuity Plan:BCP）を策定し、継続的な改善に努めます。

2 基本方針

当事業所は、次の事項を基本方針として業務継続に取り組みます。

- ・ 利用者の生命・安全を最優先に行動します。
- ・ 職員の安全確保を最優先とし、安全が確認されたうえで支援を行います。
- ・ 関係機関、行政、医療機関、相談支援事業所等と連携し、必要な支援体制を確保します。
- ・ 重度障がいのある利用者が地域生活を継続できるよう、優先順位を明確にしながら必要なサービスの継続に努めます。
- ・ 緊急時の経験や訓練結果を踏まえ、BCP を継続的に見直します。

3 対象となる災害等

本指針では、主に次の事態を対象とします。

- ・ 地震
- ・ 台風・大雨・洪水
- ・ 大雪・暴風雪
- ・ 停電・断水・通信障害
- ・ 感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等）
- ・ その他、事業継続に重大な影響を及ぼす事象

4 業務継続への取り組み

当事業所では、以下の取り組みを実施します。

- 緊急連絡体制の整備
- 利用者情報の適切な管理
- 安否確認体制の整備
- 優先的に継続するサービスの整理
- 非常時に必要な物品の備蓄
- 関係機関との連携体制の構築
- 職員の役割分担の明確化
- 代替支援体制の検討

5 教育・訓練

BCP を実効性のあるものとするため、職員に対し定期的に

- BCP 研修
- 災害対応訓練
- 感染症対応訓練
- 安否確認訓練
- 情報伝達訓練

を実施し、緊急時に迅速な対応ができる体制づくりを行います。

6 点検・見直し

業務継続計画は、訓練結果や災害・感染症対応の経験、法令等の改正を踏まえ、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて見直します。

7 公表

本指針は、ホームページへの掲載等により公表するとともに、利用者及び関係者へ周知します。

私たちは、「どんなに重い障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会」の実現を目指しています。災害や感染症などの非常時においても、一人ひとりの生活と想いに寄り添い、できる限り安心して地域生活を継続できるよう努めてまいります。

制定日 令和6年7月1日

最終改訂日 令和8年7月1日